解散公告

当社は、平成二十八年十一月三十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月七日

沖縄県浦添市西原二丁目二七番一号

有限会社不動産管理センター

清算人　佐和田　功

解散公告

当社は、平成二十八年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月七日

沖縄県浦添市西原二丁目二七番一号一Ｆ

合同会社てだこおそうじ隊

清算人　住宅情報センター株式会社

職務執行者　佐和田　功

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十八年六月二十日開催の社員総会の決議並びに秋田県知事の認可により、平成二十八年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月七日

秋田市土崎港中央一丁目二一番三六号

医療法人成徳会

清算人　阿部　二郎

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十九年一月十八日柏市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月七日

千葉県柏市中十余二　三二三番地一

柏市柏インター第二地区土地区画整理組合

清算人代表　内海　毅

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十八年十一月十八日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月七日

愛知県名古屋市西区菊井一丁目二番一号

御嶽教元神明教会

清算人　青木　稔

解散公告（第三回）

当法人は、昭和二十一年八月二日に昭和二十一年勅令第七十号宗教法人令附則第四項により解散したものとみなされましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十九年二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年二月七日

愛知県半田市東雲町三番地

宗教法人員外神明社

清算人　弁護士　荻須　茂生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市厚別区大谷地東三丁目三番、最後の住所札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一二番一―八〇二号

被相続人　亡　龍山　正眞

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月七日

事務所札幌市中央区北一条西七丁目三番地おおわだビル三階弁護士法人小畑法律事務所（旧事務所　小畑法律事務所）

相続財産管理人　弁護士　西田　昌弘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県幸手市大字平須賀二四二六番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　横田　さた

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月七日

さいたま市大宮区吉敷町一丁目六二番地マレーS・Tビル四〇三号はるか法律事務所

相続財産管理人　弁護士　矢澤　陽介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県長生郡長南町米満七一七番地、最後の住所千葉県長生郡長南町芝原三〇五〇番地ザイクスヒル長南

被相続人　亡　風戸　保男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月七日

事務所千葉県茂原市鷲巣二九五番地八

相続財産管理人　司法書士　麻生　武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区志茂四丁目一一番地八、最後の住所東京都北区王子五丁目二番二―五三五号

被相続人　亡　直井ナカ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月七日

事務所東京都世田谷区代沢五―一八―五

相続財産管理人　弁護士　巻淵眞理子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区北砂三丁目一一番地、最後の住所東京都江東区北砂三丁目一二番一号

被相続人　亡　鈴木　重司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月七日

事務所東京都文京区本郷四丁目一番六号ヴェルディ本郷八階河合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　河合　早苗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区小石川三丁目九六番地、最後の住所東京都文京区小石川三丁目二四番一二号

被相続人　亡　永堀　旦生

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月七日

東京都千代田区内幸町二丁目二番二号富国生命ビル渥美坂井法律事務所・外国法共同事業　相続財産管理人弁護士　落合　孝文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区西原二丁目一二番、最後の住所東京都渋谷区西原二丁目一二番七号

被相続人　亡　高木　晃一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月七日

東京都港区虎ノ門三丁目五番一号虎ノ門三七森ビル青和特許法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石神恒太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市磯子区森一丁目一三番、最後の住所横浜市磯子区森一丁目一三番六―二〇二号

被相続人　亡　橋詰　敏昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年二月七日

横浜市青葉区市ケ尾町五三四番地一一

相続財産管理人　司法書士　山崎　敦子